

横浜市記者発表資料

令和6年11月15日
教育委員会事務局
北部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要

所 属	横浜市立小学校
被 処 分 者	教諭・男性 30代
処 分 日	令和6年11月15日（金）
処 分 内 容	停職6月
監 督 者 責 任	校長・嚴重注意
概 要	当該教諭は、令和6年5月10日（金）19時30分頃、新横浜駅構内の上りエスカレーターにおいて、スマートフォンで女性の下半身を動画撮影した。その際、警察官に呼び止められ、性的姿態等撮影未遂の被疑者として港北警察署にて事情聴取を受け、動画撮影した事実を認めた。 その後、令和6年9月5日（木）に横浜地方検察庁により不起訴処分が決定した。

2 北部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

当該教諭の行為は、本市の教育に対する信用を大きく失墜させる、許しがたいものです。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 北部学校教育事務所教育総務課 Tel : 045-944-5970